

令和元年10月

田中宏志税理士事務所

税理士 田中 宏志

【税率改正に伴う消費税額変更のお知らせ】

謹啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、2019年（令和元年）10月1日から消費税率が

現行の8%が10%に引き上げられました。

それに伴いまして、当事務所も本年10月1日以降の請求につきましては
法の改正に基づき消費税率を10%に変更させていただきたくお願い申し上げます。

何卒、今後とも尚一層のご厚誼のほどよろしくお願い申し上げます。 謹言